

(2005年3月22日「追加意見の提出」 岩宮 陽子)

1. 産学連携について

- 大学は、自分たちの研究を深ぼりするだけで、それを応用開発したり実用化開発したりしようとしなさい。市場ニーズと大学の研究を結びつける橋渡しの必要な人材・機関が必要ではないか。
- また、大学は自分のシーズの範囲内でしか共同研究等をして欲しくない。大学においては、民間企業が開発した技術シーズに対し、その機能メカニズム解析などの研究・分析などの基礎的研究のサポートをしてもらおうと助かる。こういうことは大学の研究に適していることだと思う。

2. 中小企業支援について

- 中小企業も意識を持ちさえすれば、知財で大いに稼げる。中小企業や匠（職人）が暗黙知としている技術やノウハウを特許化することで形式知となり、技術の応用可能性が広がる。しかし、それを少し深く掘り下げ研究開発しようとするとうちも時間も掛かる。中小企業にはなかなか大変なので助成があると助かる。確かに最近国でも地方でも色々な助成制度が出来ているが、その多くは申請から承認まで時間や手間がかかりすぎて、結局は利用できないということが実態である。
- また、中小企業は、自社の基本技術の応用技術まで開発できない、また開発できても特許出願する費用がない。仕方なく放っておく内に、大企業に周辺特許を押さえられてしまうようなことがよくある。中小企業の優れた技術の事業化を手助けする橋渡し機能や助成が必要。
- 特許係争になった場合、大企業は法務部、知財部、顧問弁護士・弁理士が素早く対応する。一方、中小企業は、専門部署がなく、適当な専門家の人脈もなく、弁護士・弁理士の専門分野も分からないので対応できない。人的支援や専門家の情報公開が必要。また、中小企業と侮って来る大企業に対しては、地方自治体や国などの行政がバックアップしてくれるとそうした事実が牽制になる。自分もそれで助かった経験がある。
- 前回の専門調査会で法学者から法体系や制度趣旨などから中小企業支援の新法制定や支援制度の新設には反対との発言があったが、中小企業の現実・実態に合わない。現実に即した法律を検討するのが学者の仕事なのではないか。

3. 知的財産による資金調達について

- 当社の特許技術は多くの表彰を受けたが、金融機関はその技術価値を融資においては全く認めてくれない。技術の優秀性が認められているにもかかわらず、資金調達に活かされない。実用化までの努力を続ける経過で資金調達が生じる事が多い。これでは中小・ベンチャー企業はなかなか育たない。何とかならないか。